

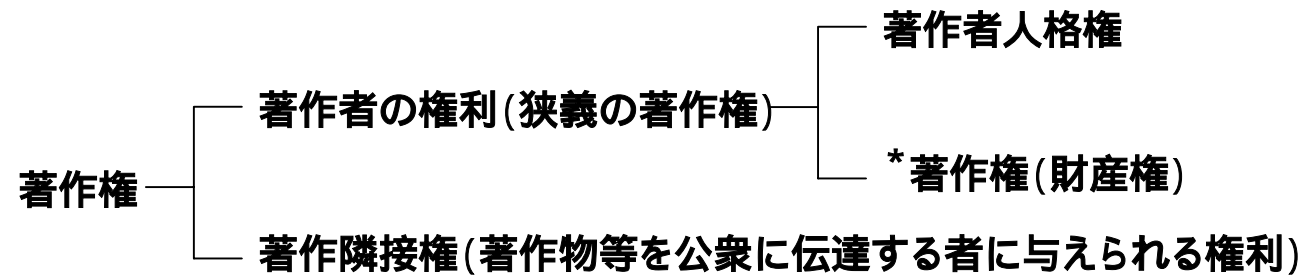
平成16年度 特許セミナー

知的財産の基礎知識

(著作権制度)

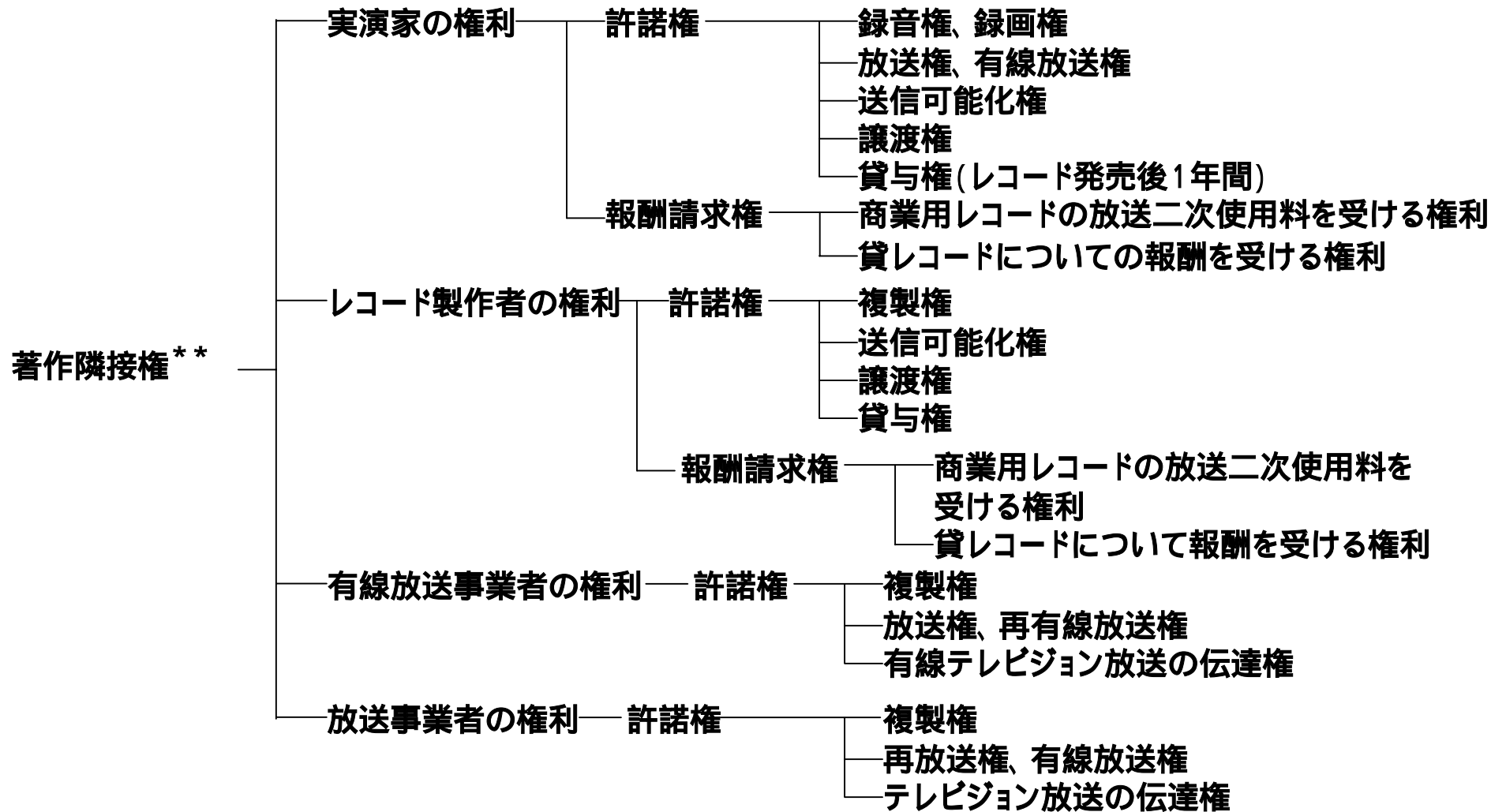
1 . 著作権制度の概要

目的：著作物等に関する権利を定め、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する。（第1条）





* 保護期間: 原則として、創作のときから著作者の死後50年



** 保護期間：実演等の行なわれたときから50年

2 . 著作者の権利

(1) 著作物 = 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの (2 条)

- 「翻訳」等による二次的著作物も原作とは別の著作物として保護される。

なお、二次的著作物を創る場合には、原作者の許諾が必要 (28 条) 。

さらに、二次的著作物の利用に当たっては、二次的著作物の著作者だけでなく原作者の許諾も必要。

- 「組合せ」による編集著作物、データベースの著作物も保護される。
- 「共同著作物」の場合は、原則として全員が共同で権利を行使できる。
保護期間は最後に死亡した著作者の死亡時から起算。

(2) 著作者 = 著作物を創作した人

- 著作物の創作を他人に表記 (発注) した場合には、受注者が著作者となる。
- 発注者が納品後にその著作物を利用 (ex. コピー) するためには、あらかじめ受注者と契約をしておく必要がある。

• 法人著作の要件（15条）

著作物の企画が法人の使用者であること。

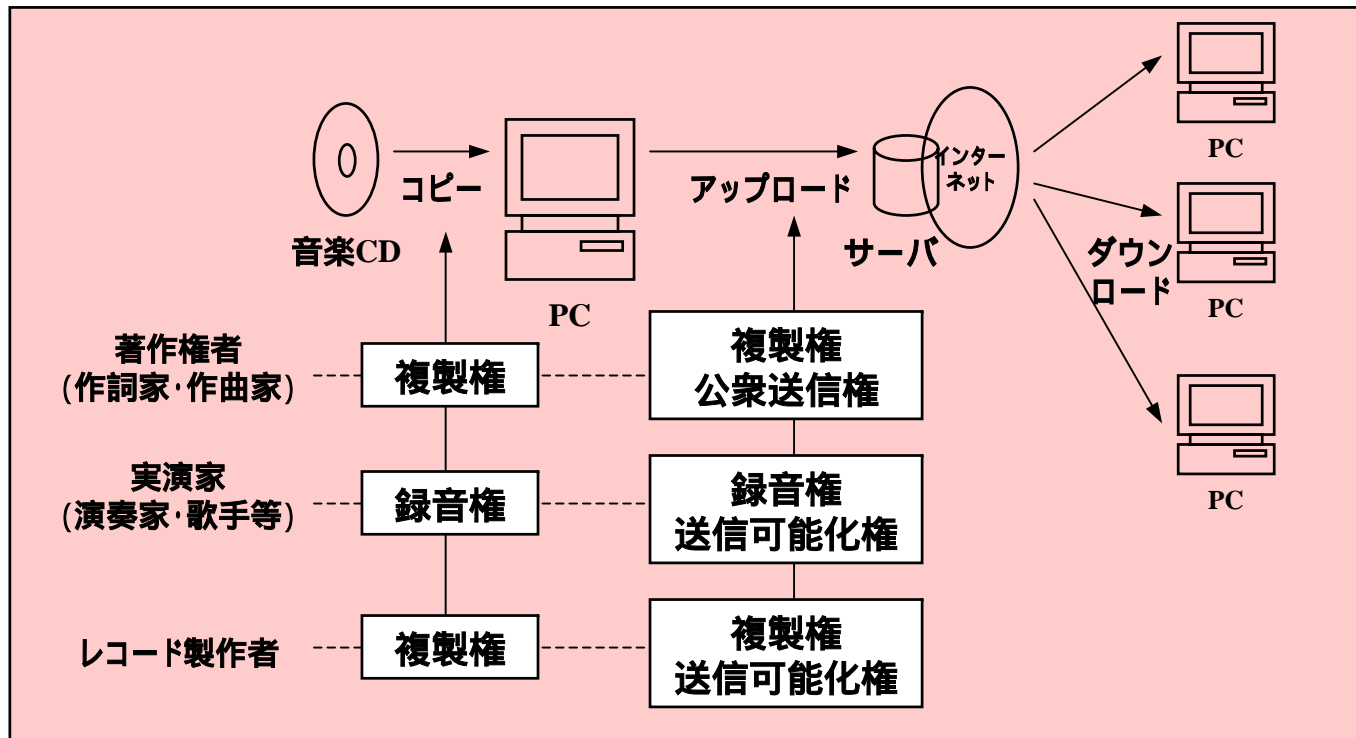
法人の従業員等の創作であること。

職務上作成されたものであること。

公表が法人等の名義で公表されること。

契約や就業規則で、従業員を著作者とするとの定めがないこと。

• 著作物等のネットワーク配信に働く著作権等。



3 . インターネットを使う場合の注意

(1) 他人の著作物を「自分のホームページで使う」場合

- 著作物の「複製」（サーバのメモリ内へのコピー）や「送信可能化」に該当する。 著作権者の許諾が必要。
- 受信者からのアクセスに応じ、当該著作物をインターネットで送信するのは「公衆送信」に該当 著作権者の許諾が必要。
- 他人の著作物を改変して使う場合には、同一性保持権、翻案権に抵触する。
- リンクを張る行為自体はOK。

(2) 「他人のホームページにアクセスしてそこに掲載されている著作物を使う」場合。

- 原則としてアクセスして見たり聞いたりすること自体はOK。
- プリンタに打ち出したり、CD - R等にコピーする行為は私的使用の範囲ならOK。ただし、仕事で行うのは違法。

